

## 潟上市審議会等の会議の公開に関する指針

### (目的)

第1条 この指針は、審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、市民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた市政を推進することを目的とする。

### (対象とする審議会等)

第2条 この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関および市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として本市に設置された審議、審査又は調査等を行う審議会、審査会等（以下「審議会等」という。）とする。

### (会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する審議会等については、この限りでない。

- (1) 法令及び条例並びに規則並びに要綱（以下「法令等」という。）により非公開とされている場合
- (2) 潟上市情報公開条例（平成17年潟上市条例第10号）第6条第1項各号に該当する恐れがあると認められる事項について、調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい支障が生じ、当該会議の目的を達成することができないことが予想される場合

### (公開又は非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前条の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

- 2 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### (公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。
- 3 傍聴者は先着順により決定する。ただし、審議会等が必要があると認めるときは、抽選により決定することができる。
- 4 審議会等は、会議の傍聴を希望する者が次のいずれかに該当すると認める場合は、傍聴を認めないことができる。

- (1) 酒気を帯びているとき。

- (2) 会議の妨害となる恐れのある器物等を携帯しているとき。
  - (3) 会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼし、又はこれらの恐れがあるとき。
- 5 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れること。
  - (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
  - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
  - (4) 飲食、喫煙をすること。
  - (5) 写真撮影、録画、録音等をする事。(審議会等の長が特に認める場合を除く。)
  - (6) (1) から (5) に掲げるもののほか、会議の妨害となるような挙動をすること。
- 6 傍聴者は審議会等の長又は職員の指示に従わなければならない。
- 7 審議会等の長は、会議を行う場所の秩序維持に努め、会議の運営上支障があると認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等は、公開する会議の開催に当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、次の事項を市のホームページに掲載するほか、広報紙等により事前に市民に周知するよう努めるものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続き
- (5) 問い合わせ先

(会議資料の配付等)

第7条 審議会等は、傍聴者に対し会議資料の一部又は全部を配付する。ただし、潟上市情報公開条例第6条第1項各号に該当する恐れがあると認められる情報が含まれる場合はこの限りでない。

(会議の概要報告の作成等)

第8条 審議会等は、公開する会議を開催したときは、次に掲げる事項を掲載した審議会等の概要報告を公表しなければならない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 委員等の人数
- (4) 出席委員等の人数
- (5) 議題
- (6) 傍聴者の数
- (7) 会議資料の名称

(8) 会議の概要(発言の要旨)

(9) (1) から(8)に掲げるもののほか、審議会等が必要であると認める事項

2 会議の概要報告は市ホームページに掲載するとともに、当該審議会等の庶務を担当する課等において閲覧に供するものとする。

(実施状況の公表)

第9条 情報公開を所管する課長は、毎年度、審議会等の会議の公開に関する実施状況をとりまとめ公表する。

2 実施状況の公表は、潟上市情報公開条例第16条の規定による公表と併せて行う。

(その他)

第10条 審議会等の会議の公開について、法令等に別段の定めがある場合には、当該法令等の定めるところによる。

附 則

この指針は、平成25年1月1日から施行する。